

令和4年組合議会第1回臨時会（令和4年2月1日）

上尾桶川伊奈衛生組合
議会会議録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

2月1日(火)	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会の宣告	6
	○管理者の挨拶	6
	○開議の宣告	6
	○仮議席の指定	6
	○議長の選挙	7
	○議席の指定	8
	○会議録署名議員の指名	8
	○会期の決定	8
	○議事日程の報告	8
	○副議長の選挙	9
	○議会運営委員会委員の選任	10
	○議会運営委員会正副委員長の互選	10
	○諸報告	10
	○提出議案の報告及び上程	10
	○提出議案の説明	11

○提出議案に対する質疑	13
○討論	15
○採決	15
○管理者の挨拶	15
○閉会の宣告	16

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第1号

令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和4年1月25日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野 克典

- 1 日 時 令和4年2月1日（火） 午前10時
- 2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場
- 3 付議事件
 - (1) 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議長の選挙について
 - (2) 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会副議長の選挙について
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて
(上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例)
 - (4) 専決処分の承認を求めることについて
(上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	星 野 充 生 議員	2 番	井 上 智 則 議員
3 番	藤 原 義 春 議員	4 番	尾 花 瑛 仁 議員
5 番	岡 野 千 枝 子 議員	6 番	池 田 達 生 議員
7 番	新 島 光 明 議員	8 番	小 川 明 仁 議員
9 番	仲 又 清 美 議員	10 番	村 山 正 弘 議員
11 番	北 村 あ や こ 議員	12 番	浦 和 三 郎 議員

不応招議員（なし）

2 月 臨 時 会

第 1 日

令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会 第1日

令和4年2月1日（火曜日）

○議 事 日 程

第1 開 会

第2 開 議

第3 仮議席の指定

第4 議長の選挙

第5 議席の指定

第6 会議録署名議員の指名

第7 会期の決定

第8 副議長の選挙

第9 議会運営委員会委員の選任

第10 議会運営委員会正副委員長の互選

第11 諸 報 告

第12 提出議案の報告及び上程

第13 提出議案の説明

第14 提出議案に対する質疑

第15 討 論

第16 採 決

第17 閉 会

○出席議員（12名）

1番	星	野	充	生	議員
2番	井	上	智	則	議員
3番	藤	原	義	春	議員
4番	尾	花	瑛	仁	議員
5番	岡	野	千	枝子	議員
6番	池	田	達	生	議員
7番	新	島	光	明	議員
8番	小	川	明	仁	議員
9番	仲	又	清	美	議員
10番	村	山	正	弘	議員
11番	北	村	あ	やこ	議員
12番	浦	和	三	郎	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	小	野	克	典	君
副管理者	畠	山		稔	君
副管理者	大	島		清	君
会計管理者	野	原	悦	子	君
組合事務局長	小	高		稔	君
組合事務局長次	稲	垣	達	也	君
組合事務局長次	大	野		優	君
参与	堀	口	慎	一	君
参与	金	子	由	則	君
参与	藤	村	伸	一	君
参与	木	村	一	弘	君
参与	武	藤		聡	君

参 与 大 津 真 琴 君

○職務のため議場に出席した人

書 記 長 松 澤 義 章 君

書 記 鈴 木 知 哉 君

組合事務局
主 査 石 川 和 茂 君

午前10時05分 開 会

△開会の宣告

○臨時議長（村山正弘議員） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会の第1回臨時会を開会します。

△管理者の挨拶

○臨時議長（村山正弘議員） 開議に先立ち、管理者から御挨拶をお願いしたいと思います。
小野管理者。

○管理者（小野克典君） 改めまして、おはようございます。

令和4年第1回臨時会開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本日は令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合第1回臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては御多用にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本議会におきましては、上尾市議会及び桶川市議会より選出いただいております当衛生組合議員の交代がなされ、新たな構成での議会となりました。

また、昨年11月28日の上尾市長選挙におきまして畠山市長さんが再選されました。心よりお祝い申し上げます。引き続き副管理者として衛生組合の運営に御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、私ども衛生組合は、昭和39年に設立されてから57年間にわたりまして、上尾市、桶川市及び伊奈町の環境衛生の一翼を担ってまいりました。今後も引き続き構成市町管内の環境衛生を維持、継続するため、事業の運営に当たりましては、最少の経費で最大の効果を出せるよう努めてまいる所存でございますので、議員の皆様への御指導、御協力を心からお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

△開議の宣告

○臨時議長（村山正弘議員） これより本日の会議を開きます。

△仮議席の指定

○臨時議長（村山正弘議員） この際、議事の進行上、仮議席を指定します。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

△議長の選挙

○臨時議長（村山正弘議員） これより、日程に従い議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（村山正弘議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（村山正弘議員） 御異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に、浦和三郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました浦和三郎議員を議長の当選人と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（村山正弘議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました浦和三郎議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました浦和三郎議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

議長に当選されました浦和三郎議員から御挨拶をお願いします。

○12番（浦和三郎議員） ただいまは御推挙、御承認をいただきまして大変ありがとうございます。議長に就任いたします上尾市議会の浦和三郎です。

もとより微力ではございますけれども、本衛生組合の進展のために鋭意努力するつもりでございます。また、円滑な議会運営に努めてまいりますので、関係者の皆様方の絶大なる御支援をよろしくお願い申し上げまして、挨拶といたします。

ありがとうございます。

○臨時議長（村山正弘議員） 以上をもって臨時議長としての職務を全て終了いたしました。
御協力ありがとうございます。

それでは、浦和三郎議員には議長席にお着きいただきたいと存じます。

○臨時議長（村山正弘議員） 暫時休憩いたします。

〔議長、臨時議長と交代、議長席に着く〕

(午前10時10分)

○議長（浦和三郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時11分)

△議席の指定

○議長（浦和三郎議員） これより、日程に従い議席の決定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において決定いたします。

議席はただいま着席の議席と決定いたします。

△会議録署名議員の指名

○議長（浦和三郎議員） 次に、会議録署名議員を指名いたします。

6番 池田達生議員

8番 小川明仁議員

以上、2名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（浦和三郎議員） 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（浦和三郎議員） なお、本日の議会日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△副議長の選挙

○議長（浦和三郎議員） 次に、日程に従い、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において指名することに決定しました。

副議長に岡野千枝子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました岡野千枝子議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岡野千枝子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました岡野千枝子議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました岡野千枝子議員から御挨拶をお願いいたします。

○5番（岡野千枝子議員） ただいま御推挙いただきました桶川市選出の岡野千枝子でございます。

微力ではありますが、議長に添いまして務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

△議会運営委員会委員の選任

○議長（浦和三郎議員） 次に、議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、議会運営委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

議会運営委員会は休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

○議長（浦和三郎議員） 暫時休憩いたします。

（午前10時14分）

○議長（浦和三郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

△議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（浦和三郎議員） ただいま議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

委員長に9番、仲又清美議員、副委員長に4番、尾花瑛仁議員が選出されましたので、御報告いたします。

△諸報告

○議長（浦和三郎議員） この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めていますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

△提出議案の報告及び上程

○議長（浦和三郎議員） 次に、本臨時会に管理者から第1号議案及び第2号議案の議案2件

の提出がありましたので、御報告をいたします。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（浦和三郎議員） 次に、本臨時会に管理者から提出されました第1号議案及び第2号議案の議案2件を議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

○管理者（小野克典君） それでは、本臨時会におきまして御審議いただきます第1号議案から第2号議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、第1号議案 専決処分の承認を求めることについては、上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、専決処分の承認を求めため提出するものでございます。

次に、第2号議案 専決処分の承認を求めることについては、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、専決処分の承認を求めため提出するものでございます。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（浦和三郎議員） 続いて、当局から細部説明を求めます。

小高事務局長。

○組合事務局長（小高 稔君） 第1号議案及び第2号議案の補足説明をさせていただきます。

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて、補足説明をさせていただきます。

上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、その承認を求めものでございます。

提案理由といたしましては、管理者、副管理者及び議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、緊急に上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要が生じ、令和3年11月30日に、上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等

の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

専決処分書の別紙、上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を御覧ください。

初めに、改正条例第1条及び第3条につきましては期末手当の支給月数の改正を行う規定でございまして、新旧対照表において、令和3年12月の正副管理者及び議会の議員の期末手当の支給月数を現行の100分の222.5から100分の207.5に0.15月分引き下げるものでございます。

次に、改正条例第2条及び第4条におきましても期末手当の支給月数の改正を行う規定でございまして、新旧対照表において、令和4年度から支給する期末手当の月数を100分の215に平準化して改めるものでございます。

最後に、附則でございしますが、この条例は公布の日から施行し、令和4年度以降の改正規定であります第2条及び第4条につきましては、施行期日を令和4年4月1日とするものでございます。

以上で第1号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて、補足説明をさせていただきます。

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、人事院勧告等に準じて職員の期末手当を改定するため、緊急に上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例を改正する必要が生じ、令和3年11月30日に、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりこの案を提出するものでございます。

なお、本組合につきましては、桶川市の条例規則に倣っているという関係上、桶川市の議会が11月30日に議決いただきまして、当該議案につきまして12月1日が支給の基準日となっていることから、11月30日に専決処分をさせていただいたものでございます。

専決処分書の別紙、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を御覧ください。

初めに、改正条例第1条では、職員の令和3年12月支給の期末手当の支給月数を現行の100分の127.5から100分の112.5に0.15月分引き下げるものでございます。

また、再任用職員につきましても同様に、現行の100分の72.5から100分の62.5に0.1月分引き下げるものでございます。

次に、改正条例第2条におきましても、職員の期末手当の支給月数の改正を行う規定でございまして、新旧対照表において、令和4年度から支給する期末手当の月数を100分の120に平準化して改めるものでございます。

また、再任用職員につきましても同様に、支給月数を100分の67.5に平準化して改めるものでございます。

最後に、附則でございしますが、この条例は公布の日から施行し、令和4年度以降の改正規定であります第2条につきましては、施行期日を令和4年4月1日とするものでございます。

以上で第2号議案の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（浦和三郎議員） 以上で、提出議案に対する当局の説明を終わります。

○議長（浦和三郎議員） 暫時休憩いたします。自席での休憩をお願いいたします。

休憩中、提出議案に対する質疑のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

（午前10時32分）

○議長（浦和三郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

△提出議案に対する質疑

○議長（浦和三郎議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

1番、星野充生議員。

○1番（星野充生議員） では、まず1号議案に関して、1号、2号共通している内容というような感じになりますので、ここでちょっと確認をさせていただきたいんですけども、今回専決処分ということで、その経緯等は説明の中で理解したところでございますので、それを踏まえて1点ちょっと確認をしたいところがございます。

今回は専決ということですが、これまでの過去3年でいいと思います、こういった人事院勧告ですとかそういったところで、管理者であったり職員であったりの給与の改定のことに関して、これが、要は専決でなかったケースというのがこの3年間ではあったのかどうか。特にこ

のコロナ禍の中で緊急なものもあったのではないかと思いますけれども、そういったものがなかったかどうかというところを確認したいと思います。

○議長（浦和三郎議員） 大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、1番、星野議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

過去の専決処分の内容でございますが、今年度以外、去年でございますが、やはり期末手当の改正がございまして、その際に専決処分とさせていただきました。

その前の年でございますが、その前の年は給料表の改定がございましたので、そちらのほうは2月議会のほうに上げさせていただきまして、遡及措置をさせていただきまして、対処というか対応をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 以上で答弁は終わりましたか。

ほかに答弁はありませんか。

質疑は続けますか。

星野議員。

○1番（星野充生議員） 専決になったのは、期末手当に関しては、もうこれは過去もずっとそういう専決でやってきたということなんではないでしょうか。給料表が改定されるという場合においては、本会議といたしますか、そういったようなところでやってきたというようなことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（浦和三郎議員） 大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） 星野議員さんのお見込みのとおりでございます。期末手当に関しましては、基準日のほうが12月1日になってございますので、その都合上、臨時議会を開くいとまがございませんので、そのように措置させていただきました。よろしくお願います。

○議長（浦和三郎議員） 以上で答弁は終わりました。

ほかに答弁はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（浦和三郎議員） 暫時休憩いたします。自席での休憩をお願いいたします。

休憩中、討論のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

（午前10時38分）

○議長（浦和三郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時39分）

△討論

○議長（浦和三郎議員） これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

△採決

○議長（浦和三郎議員） これより採決を行います。

初めに、第1号議案 専決処分の承認を求めることについて、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（浦和三郎議員） 起立全員であります。

したがって、第1号議案は承認されました。

次に、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（浦和三郎議員） 起立全員であります。

したがって、第2号議案は承認されました。

△管理者の挨拶

○議長（浦和三郎議員） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

この際、挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

小野管理者。

○管理者（小野克典君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本臨時会におきましては、専決処分の承認を求める議案につきまして、議員の皆様におかれましては熱心に御審議を賜り、いずれも原案どおり御議決をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

また、本日議長に就任されました浦和議長さん並びに副議長に御就任されました岡野副議長さんを初めとする議員の皆様方には、今後とも執行部に対します御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

最後になりますが、コロナウイルスがものすごいペースで感染拡大を続けておりますので、議員の皆様におかれましては健康に十分御留意をいただきまして、御健勝にて御活躍されますことを心よりお祈り申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（浦和三郎議員） 以上をもちまして、令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午前10時42分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 浦 和 三 郎

臨時議長 村 山 正 弘

議 員 池 田 達 生

議 員 小 川 明 仁

参 考 資 料

議案審議結果一覧表

(管理者提出のもの)

議案審議結果一覧表

管理者提出のもの（2件）

議番	案号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
1		専決処分の承認を求めることについて	4 2. 1	4 2. 1	承認
2		専決処分の承認を求めることについて	4 2. 1	4 2. 1	承認